

(五) 要介護 5 ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	1,010 単位
(1) ユニット型介護保健施設サービス費 (I)	990 単位
(-) 要介護 1	702 単位
(-) 要介護 2	751 単位
(-) 要介護 3	804 单位
(-) 要介護 4	858 单位
(-) 要介護 5	911 单位
(2) ユニット型介護保健施設サービス費 (II)	689 单位
(-) 要介護 1	738 单位
(-) 要介護 2	791 单位
(-) 要介護 3	845 单位
(-) 要介護 4	898 单位
(-) 要介護 5	898 单位
口 ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき) (1) ユニット型介護保健施設サービス費 (I) <個室型居室>	781 单位
a 要介護 1	830 单位
b 要介護 2	883 单位
c 要介護 3	937 单位
d 要介護 4	990 单位
e 要介護 5	990 单位
口 ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき) (1) ユニット型介護保健施設サービス費 (I) <ユニット型居室>	784 单位
a 要介護 1	833 单位
b 要介護 2	886 单位
c 要介護 3	940 单位
d 要介護 4	993 单位
e 要介護 5	993 单位
(2) ユニット型小規模介護保健施設サービス費 (-) ユニット型小規模介護保健施設サービス費 (I) <ユニット型居室>	784 单位
a 要介護 1	833 单位
b 要介護 2	886 单位
c 要介護 3	940 单位
d 要介護 4	993 单位
e 要介護 5	993 单位

(2) ユニット型小規模介護保健施設サービス費 (II) <ユニット型額定>

a 要介護 1	784 単位
b 要介護 2	833 単位
c 要介護 3	886 単位
d 要介護 4	940 単位
e 要介護 5	993 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 口について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 日中においては1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。
- ※ 2ユニット毎に1人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準(注1・注2)で減算。
ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基
準第13条第5項（同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合
の記録）に定める規定を遵守していること。

(参考)
(指定介護保健施設サービスの取扱方針)

第13条

4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
5 介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

4 次に掲げるいずれの基準にも適合する介護老人保健施設につ
いて、リハビリテーションマネジメント加算として、1日につ
き25単位を所定単位数に加算する。

イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種
の者が共同して、入所者ごとのリハビリテーション実施計画
を作成していること。

ロ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は
医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
がリハビリテーションを行っているとともに、入所者の状態
を定期的に記録していること。

ハ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定
期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
ニ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士
又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に
対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、
介護の工夫等の情報を伝達していること。

5 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、
作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月
以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道
府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテー
ション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に

加算する。

期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき 60 単位を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

6 軽度の認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する介護老人保健施設が、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週間に3回を限度として1回につき 60 単位を所定単位数に加算する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。
- 当該リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
 - 当該リハビリテーションを行うにつき、利用者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい認知症である老人に対し介護保健施設サービスを行った場合は、1日につき 76 単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障を来すような症状・行動又は意思疎通の困難さが見られることから介護を必要とする入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、1日につき 76 単位を所定単位数に加算する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準として現行の施設基準に追加する内容は以下のとおり。
- 介護保健施設サービスを行う単位について、入所者 10 人程度を標準とすること。
 - 介護保健施設サービスを行う各単位ごとに固定した職員を配置していること。

4 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

8 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

5 平成17年9月30において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、当分の間、介護保健施設サービス費（Ⅱ）を算定する。

9 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、この場合において、注8に掲げる単位を算定する場合は、算定しない。また、試行的退所に係る初日及び最終日は、算定できない。

6 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費（Ⅱ）を算定する。
イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

10 平成17年9月30において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、当分の間、介護保健施設サービス費（Ⅱ）又は小規模介護保健施設サービス費（Ⅲ）を算定する。

7 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費（Ⅱ）を算定する。
イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

11 平成17年9月30において従来型個室に入所している者であって、次のいずれかに該当する者に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費（Ⅱ）又は小規模介護保健施設サービス費（Ⅲ）を算定する。
イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

8 初期加算 30単位
注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

9 退所時指導等加算 30単位
注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 退所時等指導加算 460単位
(一) 退所前後訪問指導加算 460単位
(二) 退所時指導加算 400単位
(三) 退所時情報提供加算 500単位
(四) 退所前連携加算 500単位

(2) 老人訪問看護指示加算

300単位

注1

(i)の(一)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (ii)の(二)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

3 (ii)の(三)については、入所時間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

4 (ii)の(三)については、入所時間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

(2) 老人訪問看護指示加算

300単位

注1

(i)の(一)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (ii)の(二)については、入所時間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

3 (ii)の(三)については、入所時間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

4 (ii)の(三)については、入所時間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

4 (ii)の(四)については、入所時間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

4 (ii)の(四)については、入所時間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

4 (ii)の(四)については、入所時間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

5 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション（同令第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

木 緊急時施設療養費
入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理（1日につき） 500単位

注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。

3 同一の入所者について1月に1回を限度として算定する。

(2) 特定治療
老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）別表第一老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科診療報酬点数表」という。）第1章及び第2章において、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

△ 栄養管理体制加算
(1) 管理栄養士配置加算 12単位
(2) 栄養士配置加算 10単位

注1 (1)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た

5 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション（同令第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

木 (ルに移動)

5 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション（同令第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

木 栄養管理体制加算
(1) 管理栄養士配置加算 12単位
(2) 栄養士配置加算 10単位

注1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。

介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (1)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な

栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

上 栄養マネジメント加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食機能を考慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
二 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人保健施設であること。

チ 経口移行加算

28 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき(経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設であること。

2 (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設であること。

上 栄養マネジメント加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
二 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設であること。

チ 経口移行加算

28 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管による食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。
2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口によ

要とされる場合として別に厚生労働大臣が定める場合を含む。)には、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、² 2 日につき所定単位数を加算する。² 2 日につき所定単位数を加算する。管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であつても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

指栄示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めている者

であつて、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの

について、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として別に厚生労働大臣が定める場合を含む。)に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 経口維持加算

(1) 経口維持加算 (1)	28単位
(2) 経口維持加算 (1)	5単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行つた場合には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合においては、算定しない。また、経口維持加算 (1) を算定している場合においては、経口維持加算 (1) は、算定しない。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
- 別に厚生労働大臣が定める定員利用、人員基準に適合していること。
 - 以下に定める基準に適合していること。

- ① 入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること。
- ③ 食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がなされていること。
- ④ 上記①から③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- 経口維持加算(Ⅰ)を算定する場合
　経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの（ビデオレントゲン撮影又は内視鏡検査による確認が必要）を対象としていること。
- 経口維持加算(Ⅱ)を算定する場合
　経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの（水飲みテスト等による確認が必要）を対象としていること。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

23 単位

リ 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

23 単位

□ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において行われていること。

□ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において行われていること。

又

在宅復帰支援機能加算

10 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。
ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- 算定日が属する月の前6か月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けたこととなつた者（入所期間が1月間を超えた者に限る。）の数が占める割合が5割を超えていること。
- 入所者の退所した日から起算して30日以内の期間に居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者からの情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上の期間継続する見込みであることを確認し、記録していること。

ル 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理（1日につき） 500 単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。

3 同一の入所者について1月に1回を限度として算定する。
(2) 特定治療

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する

基準（平成6年厚生省告示第72号）別表第一老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科診療報酬点数表」という。）第1章及び第2章において、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(i) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(-) 療養型介護療養施設サービス費 (i)

a 療養型介護療養施設サービス費 (i)

i 要介護 1	671 単位
ii 要介護 2	781 単位
iii 要介護 3	1,019 単位
iv 要介護 4	1,120 単位
v 要介護 5	1,211 単位

b 療養型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1	802 単位
ii 要介護 2	912 単位
iii 要介護 3	1,150 単位
iv 要介護 4	1,251 単位
v 要介護 5	1,342 単位

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(i) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(-) 療養型介護療養施設サービス費 (i) <看護6:1 介護4:1>

a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <個室型居室>

i 要介護 1	671 単位
ii 要介護 2	781 単位
iii 要介護 3	1,019 単位
iv 要介護 4	1,120 単位
v 要介護 5	1,211 単位

b 療養型介護療養施設サービス費 (i) <個室>

i 要介護 1	611 単位
ii 要介護 2	720 単位
iii 要介護 3	880 単位
iv 要介護 4	1,036 単位
v 要介護 5	1,078 单位

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(i) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(-) 療養型介護療養施設サービス費 (i)

a 療養型介護療養施設サービス費 (i)

i 要介護 1	671 単位
ii 要介護 2	720 単位
iii 要介護 3	880 単位
iv 要介護 4	1,036 单位
v 要介護 5	1,078 单位

b 療養型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1	742 单位
ii 要介護 2	851 单位

iii iv v	要介護3 要介護4 要介護5	1,011 単位 1,167 単位 1,209 単位	要介護3 要介護4 要介護5	991 单位 1,147 单位 1,189 单位
(3) 療養型介護療養施設サービス費 (III)	a 療養型介護療養施設サービス費 (i)		(3) 療養型介護療養施設サービス費 (III) <small>看護6:1 介護6:1</small>	
i ii iii iv v	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	581 単位 692 单位 843 单位 1,000 单位 1,041 单位	i ii iii iv v	581 单位 692 单位 843 单位 1,000 单位 1,041 单位
b 療養型介護療養施設サービス費 (ii)			b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多居室>	
i ii iii iv v	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	712 单位 823 单位 974 单位 1,131 单位 1,172 单位	i ii iii iv v	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5
(2) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)			(2) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(-) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (i)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	690 单位 800 单位 1,038 单位 1,139 单位 1,230 单位	(-) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (i) <ユニット型居室>	
a b c d e	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	785 单位 895 单位 1,133 单位 1,234 单位 1,325 单位	a b c d e	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5
(2) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (ii)			(2) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (ii) <ユニット型居室>	
a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	690 单位 800 单位 1,038 单位 1,139 单位 1,230 单位	785 单位 895 单位 1,133 单位 1,234 单位 1,325 单位	a b c d e	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5
注 1 療養病床 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。) を有する病院である指定介護療養型医療施設 (法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。) であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に	注 1 療養病床 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。) を有する病院である指定介護療養型医療施設 (法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。) であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に			

関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービス（同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービス（同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしない場合は、1日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 日中においては 1 ユニット毎に常時 1 人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。
※ 2 ユニット毎に 1 人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注 1）で減算。
ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束禁止未実施減算として、1日につき 5 単位を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第 14 条第 5 項（同条第 4 項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）に定める規定を遵守していること。

(参考)
(介護療養施設サービスの取扱方針)

第 14 条 指定介護療養型医療施設は、介護療養施設サービスの提供に当た

つては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)	15 単位
ロ 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)	75 単位
ハ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)	105 単位

※ 上記減算及び当該減算に係る経過措置について、口に係るものは平成 20 年 3 月末をもって、ハに係るものは平成 19 年 3 月末をもつて廃止する。

3 医師の配置について、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 49 条の規定が適用されている病院については、1日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	23 単位
ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	14 単位
ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	7 単位

5 医師の配置について、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 49 条の規定が適用されている病院については、1日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	23 単位
ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	14 単位
ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	7 单位

7 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 444 単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

8 入院患者に対し専門的な診療が必要になつた場合であつて、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行わ

れた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定する。

7 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）又は療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）又は療養型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の療養型介護療養施設サービス費（Ⅴ）を算定する。

8 平成17年10月1日以後従来型個室に入院する者であつて、次のいずれかに該当するものに対して、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）又は療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）を支給する場合は、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）又は療養型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の療養型介護療養施設サービス費（Ⅴ）を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(3) 初期加算

注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

- (4) 退院時指導等加算
(-) 退院時等指導加算
a 退院前後訪問指導加算
b 退院時指導加算

30 単位

れた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定する。

9 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）又は療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）又は療養型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の療養型介護療養施設サービス費（Ⅴ）を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(3) 初期加算

注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

- (4) 退院時指導等加算
(-) 退院時等指導加算
a 退院前後訪問指導加算
b 退院時指導加算

30 単位

c 退院時情報提供加算
d 退院前連携加算

500 単位
500 単位
300 単位

(二) 老人訪問看護指示加算

c 退院時情報提供加算
d 退院前連携加算

500 单位
500 单位
300 单位

注1 (-)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる

入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回）を限度として算定し、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (-)のbについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

3 (-)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対し、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

4 (-)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希

注1 (-)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回）を限度として算定し、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (-)のbについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

3 (-)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対し、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

4 (-)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する場合に、退院後1回を限度として算定する。

望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

5 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーションに対し、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(5) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算

12単位

(二) 管理栄養士配置加算

10単位

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算

12単位

(二) 管理栄養士配置加算

10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。
イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。
イ 栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

(6) 栄養マネジメント加算

12単位

(6) 栄養マネジメント加算

12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。
イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院

望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

5 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーションに対し、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(6) 栄養マネジメント加算

(一) 管理栄養士配置加算

12単位

(二) 管理栄養士配置加算

10単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。
イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院

患者ごとの摂食機能を考慮した栄養ケア計画を作成していること。

- ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていること。
とともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、
必要に応じて当該計画を見直していること。
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型
医療施設であること。

(7) 経口移行加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型

医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、
看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に
経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画
を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示
を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を
進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取
している者であつて、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認
められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進
めるための特別な管理が必要とされる場合として別に厚生労
働大臣が定める場合を含む。）は、当該計画が作成された日
から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位
数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口に
よる食事の摂取を進めるための栄養管理が当該計画が作成さ
れた日から起算して180日を超えた期間に行われた場合
であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、
医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進め
るために必要な特別な管理が必要とされるものに対する
ための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取
している者であつて、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認
められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進
めるための特別な管理が必要とされる場合として別に厚生労
働大臣が定める場合を含む。）に対しては、引き続き当該加
算を算定できるものとする。

28 単位

(7)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型

医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、
看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に
経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画
を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示
を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を
進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成され
た日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単
位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口に
よる食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成
された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合
であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、
医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進め
るために必要な特別な管理が必要とされるものに対する
ための栄養管理が必要とされるものに対する引続き
当該加算を算定できるものとする。

28 単位

患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア
計画を作成していること。

- ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っている
とともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、
必要に応じて当該計画を見直していること。
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型
医療施設であること。

(8) 経口維持加算

- (一) 経口維持加算 (1)